

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	沖縄における子供の貧困をめぐる現状と対策 －コロナ禍での変化を踏まえて－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	460号
刊行日	2023-9-28
頁	171-185
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230928.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

沖縄における子供の貧困をめぐる現状と対策

— コロナ禍での変化を踏まえて —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄における子供の貧困をめぐる現状
 - (1) 子供の貧困率・困窮世帯の割合の推移
 - (2) 沖縄における世帯収入に対する新型コロナウイルス感染症の影響
3. 沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況
 - (1) 支援員の配置
 - (2) 居場所の運営支援
4. おわりに

1. はじめに

沖縄振興をめぐる諸課題に関して、第211回国会における参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会で聴取した所信の中で、岡田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、解決すべき具体的な課題として、全国最下位の一人当たり県民所得とともに、全国と比べて深刻な子供の貧困を挙げている¹。

沖縄における子供の貧困対策に係る国の取組として、平成28年度以降、内閣府において「沖縄子供の貧困緊急対策事業」が実施されてきたが²、令和4年、沖縄振興の基本的な法的枠組みである「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）改正において、子供の貧困対策に資するため、子供の教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子供に対する経済的支援、子供の貧困対策の担い手の育成・確保等の施策の充実

¹ 第211回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第2号2頁（令5.3.8）

² 沖縄子供の貧困緊急対策事業の創設の経緯や概要、平成28年度から令和2年度までの実施状況等については、藤生将治「沖縄における子供の貧困対策の現状と課題－沖縄子供の貧困緊急対策事業を中心に－」『立法と調査』No. 440（令3.11）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2021pdf/20211101067.pdf〉参照。（以下、URLの最終アクセス日は全て令和5年8月28日）

に係る国及び地方公共団体の努力義務が改めて新設された（第80条第3項）³。

また、改正沖振法を踏まえて決定された「沖縄振興基本方針⁴」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）においても、沖縄の振興に関する基本的な事項のうち、福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項の一つとして、新たに「子供の貧困対策」が設けられ、支援員の配置や子供の居場所の運営支援、雇用の確保を始めとする保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保や子供のライフステージに応じた継続的な支援等を図るとともに、貧困に陥るおそれが高い子供に重点的に対応することや関係機関等との密接な連携の下で一体的な対策を講ずるなど、支援方法の工夫に努め、各般の取組を通じ、子供の貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すとしている。

さらに、基本方針の決定を受けて、沖縄県が決定した沖縄振興計画でもある「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画⁵」においても、将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」に沿った基本施策として、「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」を掲げ、「子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開」や「貧困状態にある子どもへの支援」、「ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援」といった施策展開を定めている⁶。

このように、今日の沖縄振興において、子供の貧困対策は、法律等でも明示的に、重要な政策課題として位置付けられるようになってきている。しかしながら、沖縄における子供の貧困の実態は依然として深刻な状況にあるとされている。また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、観光業を主要なリーディング産業とする沖縄県経済に特に大きな影響を及ぼしてきた。令和5年5月には、同感染症の感染症法上の位置付けは「新型インフルエンザ等感染症」（いわゆる2類相当）から「5類感染症」（季節性インフルエンザ感染症等と同等）に移行され、沖縄県における観光客数も同感染症の影響を大きく受けた令和2年度の258万人から令和4年度には677万人（ピーク時（平成30年度）は1,000万人）にまで回復しているものの⁷、同感染症が沖縄の子供の貧困をめぐる状況にどのような影響を及ぼしたのかという点も、今後の取組を進める上で重要なポイントになると考えられる。

そこで、本稿では、コロナ禍以降の状況も踏まえつつ、沖縄における子供の貧困をめぐる現状を分析した上で、内閣府による沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況を整理していく。

³ 令和4年の沖振法改正の詳細については、藤生将治「沖縄復帰50年と今後の沖縄振興－沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の成立－」『立法と調査』No. 446（令4.6）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2022pdf/20220601010.pdf〉参照。

⁴ 「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/houshin.pdf>〉

⁵ 沖縄県「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（令和4年5月）〈https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/documents/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku.pdf〉

⁶ 沖縄振興における基本方針や沖縄振興計画の位置付け、それらの主な内容については、藤生将治「新たな沖縄振興基本方針と沖縄振興計画－令和4年度から令和13年度までの沖縄振興－」『立法と調査』No. 447（令4.7）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2022pdf/20220708125.pdf〉参照。

⁷ 沖縄県「入域観光客数」〈<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/14734.html>〉

2. 沖縄における子供の貧困をめぐる現状

国全体の子供の貧困をめぐる現状について、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「子どもの貧困対策推進法」という。）に基づき、令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱⁸」（以下「大綱」という。）では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子供の貧困率を含む子供の貧困に関する39の指標を設定している⁹。

また、沖縄における子供の貧困をめぐる現状について、子どもの貧困対策推進法に基づき、令和4年3月に沖縄県が策定した「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」（以下「貧困対策計画」という。）では、全国との比較を含め、沖縄県の子供の貧困の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するため、大綱で定める指標のうち、都道府県ごとのデータがあり、計画の進捗状況を把握する上で必要と判断した項目に、沖縄県が平成27年度以降実施している「沖縄子ども調査」による困窮世帯の割合など、子供の貧困の状態を測るための独自の項目を合わせた45の指標を設定している¹⁰。

こうした各種指標は、子供の貧困の実態を把握する上で不可欠なものとなっており、内閣府の沖縄関係部局は、沖縄における子供の貧困の深刻な状況を表す主な指標として、①一人当たり県民所得が全国最下位であること、②非正規の職員・従業員率が全国で最も高いこと、③母子世帯出現率が全国で最も高いこと、④生活保護率が全国で最も高いこと、⑤就学援助率が全国で2番目に高いこと、⑥高校中退率が全国で最も高いこと等を挙げている（図表1）。

⁸ 「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）〈<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>〉。なお、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（同第76号）及び「こども基本法」（同第77号）に基づき、令和5年4月1日より、子どもの貧困対策の推進に関する法律に係る事業は内閣府からこども家庭庁に移管されたほか、今後、子供の貧困対策大綱を含め、各法律に基づき作成されてきた子供に関する白書等及び大綱は、基本法に基づく年次報告（白書）及びこども大綱として一体的に作成されることとなっている。（各法律の概要等については、上田倫徳「こども家庭庁の創設とこども基本法の成立」『立法と調査』No. 450（2022.10）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2022pdf/20221003026.pdf〉参照。）

⁹ 具体的な指標としては、①教育の支援に係る指標（生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率、生活保護世帯に属する子供の大学等進学率、児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後、高等学校等卒業後）、ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）、ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後、高等学校等卒業後）、全世帯の子供の高等学校中退率、全世帯の子供の高等学校中退者数、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校、中学校）、スクールカウンセラーの配置率（小学校、中学校）、就学援助制度に関する周知状況、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校、中学校）、高等教育の修学支援新制度の利用者数（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）、②生活の安定に資するための支援に係る指標（電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯、子供がある全世帯）、食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯、子供がある全世帯）、子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯、等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に係る指標（ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯、父子世帯）、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯、父子世帯）、④経済的支援に係る指標（子供の貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）、ひとり親世帯の貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）、ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯、父子世帯）、ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯、父子世帯））が設定されている。（「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）〈<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>〉）

¹⁰ 沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」（令和4年3月）〈<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/documents/kodomonohinkontaisakukeikaku0403.pdf>〉

図表 1 子供の貧困に関する指標（沖縄県の状況）

- 平成28年度から開始した沖縄子供の貧困緊急対策事業による取組などもあり、子育て世帯に占める困窮世帯の割合（沖縄県調査※）は29.9%（平成27年度）から23.2%（令和3年度）に改善しつつあるものの、依然として下記の指標のとおり、全国と比較して深刻な状況にある。
- 1人当たり県民所得は全国最下位で、母子世帯の割合は全国で最も高い。
- 低所得者世帯を対象とする施策を見ると、生活保護率は全国1位、就学援助率は全国2位となっている。

	指標	沖縄	全国	順位
①	1人当たり県民所得(千円)	2,396	3,345	低い方から1位
②	非正規の職員・従業員率(%)	41.3	36.0	高い方から1位
③	母子世帯出現率(%)	2.2	1.2	高い方から1位
④	生活保護率(%)	2.27	1.62	高い方から1位
⑤	就学援助率(%)	24.0	14.2	高い方から2位
⑥	高校中退率(%)	2.1	1.2	高い方から1位

母子世帯の収入状況(万円)	沖縄	全国
自身の年間就労収入	187	236
世帯の年間総収入	278	373

進学率(%)	沖縄	全国	順位
高等学校等	97.7	98.8	低い方から1位
大学等	44.6	59.5	低い方から1位
専修学校(専門課程)	25.9	16.8	高い方から2位

※ 沖縄県調査:「沖縄子ども調査」

<出典>

- ① 1人当たり県民所得(千円)(R1):「2019年度(令和元年度)県民経済計算(内閣府)」
 - ② 非正規の職員・従業員率(%) (H29):「平成29年就業構造基本調査(総務省統計局)」
 - ③ 母子世帯出現率(%) (R2):「社会生活統計指標—都道府県の指標—2022(総務省統計局)」より算出
 - ④ 生活保護率(%) (R4.12):「被保護者調査(月次調査)(厚生労働省)」
 - ⑤ 就学援助率(%) (R3):「就学援助実施状況等調査(文部科学省)」
 - ⑥ 高校中退率(%) (R3):「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(令和3年度)(文部科学省)」
- <母子世帯の収入状況(万円) 自身の年間就労収入/世帯の年間総収入 >(沖縄H30.11 全国R3.11): 沖縄「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査(沖縄県)」 全国「令和3年度全国ひとり親世帯等調査(令和3年の母子世帯の年間収入状況)(厚生労働省)」
- <進学率(%) >(R4.3):「学校基本調査(文部科学省)」より算出

(出所) 内閣府ウェブサイト<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/kodomo-hinkon/okinawakodomo.html>>

もともと、図表1は直近の状況や全国との比較を示しているものの、新型コロナウイルス感染症が沖縄における子供の貧困に及ぼした影響を明らかにするためには、具体的な指標の推移を見ていく必要がある。そこで、以下では、子供の貧困に係る指標のうち、子供の貧困率・困窮世帯の割合に焦点を当て、全国と沖縄県におけるその推移を整理する。その上で、沖縄における子供の貧困に対する新型コロナウイルス感染症の具体的な影響を示すものとして、沖縄における世帯収入に対する新型コロナウイルス感染症の影響を整理していく。

(1) 子供の貧困率・困窮世帯の割合の推移

子供の貧困率について、政府は、子供(17歳以下の者)全体に占める等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)が貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供の割合である子供の相対的貧困率(以下「貧困率」という。)を用いており¹¹、子供の貧困の実態を把握する上で重要な指標の一つとされている。国全体の子供の貧困率については、厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」(毎年実施(貧困率については、3年ごとの大規模調査年のみ集計))や総務省が実施している「全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)」(5年ごとに実施)において算出されている¹²(なお、貧

¹¹ 厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>>

¹² なお、両調査における相対的貧困率について、世帯主年齢別、世帯類型別に比較すると、ほとんど全ての区分で国民生活基礎調査の相対的貧困率が全国消費実態調査に比べて高くなっている。そうした要因として、全国消費実態調査では、相対的に40歳未満の世帯や単身世帯が多いことから、収入の低いサンプルが少なく、

困率の算出に関して、令和元年以降の調査では、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）が用いられている（令和元年調査では旧基準・新基準それぞれに基づいた貧困率を算出）¹³⁾。

一方、両調査では都道府県ごとの子供の貧困率は算出されていないが、沖縄県が、平成27年度に実施した調査において、沖縄県下の41市町村のうち、子供の貧困率算出に関するデータの提供のあった35自治体の可処分所得算出用データを使用し、その中で全てのデータが突き合わせ可能であった8自治体（8自治体における子供数は平成22年国勢調査による県全体の子供数の約68%）をサンプルとして、独自に沖縄県の子供の貧困率を算出した結果、国全体の子供の貧困率（平成24年）の16.3%を大きく上回る29.9%という数字が示された¹⁴⁾。

その後、同様の手法による沖縄県独自の子供の貧困率は算出されていないものの、沖縄県は、平成27年度以降実施している沖縄子ども調査において、未就学児、小・中学生、高校生といった特定の年齢・学年の保護者等を対象とした調査票を配付・回収する手法（毎年1カテゴリーずつ実施）により、各カテゴリーにおける困窮世帯の割合を算出している。具体的には、等価可処分所得に基づいて各世帯を低所得層Ⅰ、低所得層Ⅱ、一般層の三分の区分に分類しており、貧困線以下となる低所得層Ⅰの割合が困窮世帯の割合とされている（図表2）¹⁵⁾。

図表2 等価可処分所得に基づく世帯の区分

区分の名称	貧困線をベースにした額	所得	(参考) 4人世帯の場合の年収
低所得層Ⅰ	127万円未満 (1.0倍未満)	低	年収254万円未満
低所得層Ⅱ	127万円～190.5万円未満 (1.0～1.5倍未満)	↓	年収254万円～381万円未満
一般層	190.5万円以上 (1.5倍以上)		高

(出所) 沖縄県「令和4年度沖縄子ども調査（高校生調査）結果概要」<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/2022kodomochosagaiyo.pdf>>

そのため、この困窮世帯の割合は、統計上、全国の子供の貧困率とは異なるものであり、かつサンプルも特定の年齢・学年に限定されている点に留意する必要があるものの、沖縄における子供の貧困に関する重要な指標として用いられている¹⁶⁾。

国民生活基礎調査では、高齢者世帯や郡部・町村居住者が多いことから、収入が低いサンプルが多いことが指摘されている。ただし、世帯主年齢別、世帯類型別にそれぞれの調査を他方の調査のサンプルのシェアに合わせて相対的貧困率を算出しても大きな変化は見られなかったとされている。(内閣府・総務省・厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」(平27.12.18) <https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf>)

¹³⁾ 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」(令2.7.17) <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>>、総務省「2019年全国家計構造調査 年間収入・資産分布等に関する結果結果の概要」(令3.8.31) <<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/gaiyou0831.pdf>>

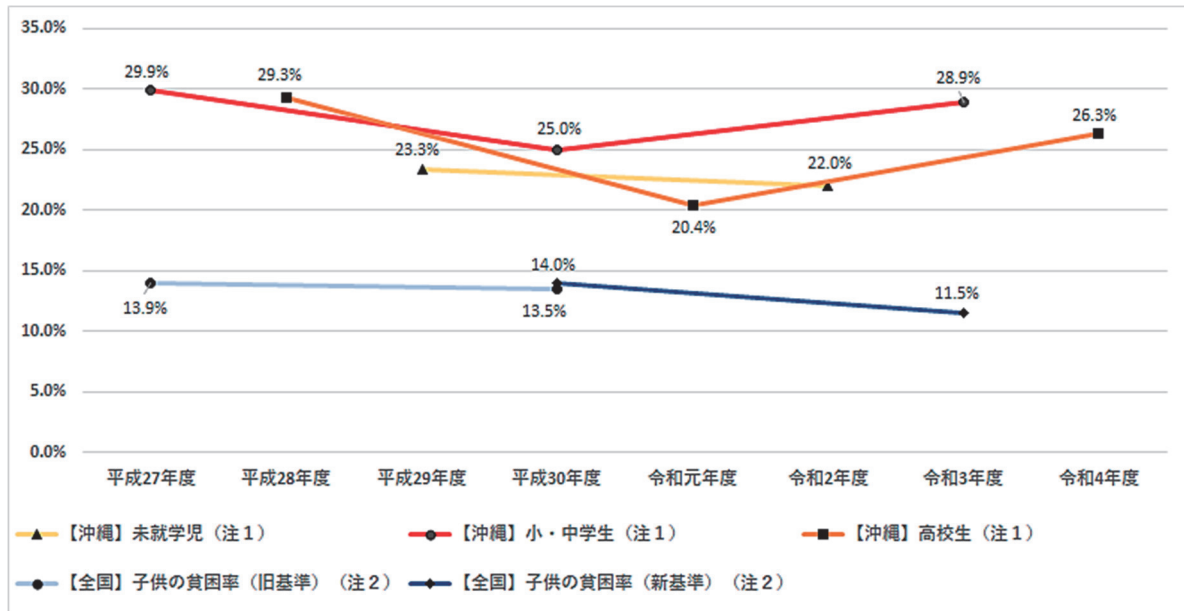
¹⁴⁾ 沖縄県「沖縄県 市町村データを用いた子どもの貧困率の推計」(平成28年1月) <<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/okinawakodomotyousa-hinkonritusuikei.pdf>>

¹⁵⁾ なお、調査の継続性の観点から、困窮世帯の割合の算出に当たっては、令和元年度以降の調査でもOECDの旧基準に基づく貧困線が用いられている。

¹⁶⁾ 例えば、貧困対策計画（前掲注10）における現状分析においても、困窮世帯の割合が始めに示されているほ

そこで、全国の子供の貧困率（国民生活基礎調査）と沖縄における困窮世帯の割合の推移を整理すると、図表3のとおりとなる。

図表3 子供の貧困率・困窮世帯の割合の推移（平成27年度～令和4年度）



※注1：各カテゴリー（「未就学児」等）において有効な回答のあった世帯全体に占める困窮世帯の割合。

※注2：全国の子供の貧困率については、暦年。

（出所）沖縄における困窮世帯の割合については沖縄県「沖縄子ども調査」（令和2年度～令和4年度）〈<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/kekagaiyo.html>〉、子供の貧困率については厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」（令5.7.4）〈<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>〉を基に作成

始めに、全国の子供の貧困率の推移を見ると、旧基準が用いられている平成27年から平成30年にかけて13.9%から13.5%に改善されているとともに、新基準が用いられている平成30年から令和3年にかけても、14.0%から11.5%に改善している。とりわけ、後者に関して、令和2年以降のコロナ禍にもかかわらず数字が改善している点については、稼働所得の増加が主要因であり、特に所得の低い層の賃金が緩やかに上昇していることと、共働き世帯や共働き正規職員世帯が増加したことが寄与しているとの分析がある¹⁷。

次に、沖縄における困窮世帯の割合の推移を見ると、小・中学生では、平成27年度から平成30年度にかけて29.9%から25.0%に、高校生では、平成28年度から令和元年度にかけて29.3%から20.4%にそれぞれ改善している。この改善の要因として、沖縄県は、①子供

か、前期（第1期）の貧困対策計画の最終評価においても、施策の状況を分析する際に困窮世帯の割合の推移が示されている。（沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書」（令3.11）〈https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/documents/r03_saisyuhyouka.pdf〉）

¹⁷ なお、この分析では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う給付金の増加なども貧困率改善に一部寄与しているものの、その影響は限定的としている。（小林庸平、平安乃、横山重宏『『子どもの貧困率』はなぜ下がっているのか？—統計的要因分析—』（三菱UFJリサーチ&コンサルティング、令和5年8月14日）〈https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/08/seiken_230814_02_01.pdf〉）

の貧困緊急対策事業により支援員の配置等が進んだことで保護者をサポートする体制が整備されたことや、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し市町村において就学援助の拡充等が図られたこと、②平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率が大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善が見られたことを挙げている¹⁸。

一方、未就学児では、平成29年度から令和2年度にかけて、23.3%から22.0%と、改善はしているものの、その他と比べて小幅なものにとどまっている。さらに、一旦は改善の傾向が見られた小・中学生と高校生についても、直近の推移を見ると、小・中学生では、平成30年度から令和3年度にかけて25.0%から28.9%に、高校生では、令和元年度から令和4年度にかけて20.4%から26.3%に、それぞれ悪化している。こうした推移は、令和2年以降のコロナ禍においても改善してきた全国の子供の貧困率の推移とは対照的であり、コロナ禍において沖縄における子供の貧困の実態が悪化した可能性も考えられる。

(2) 沖縄における世帯収入に対する新型コロナウイルス感染症の影響

沖縄における子供の貧困に対する新型コロナウイルス感染症の具体的な影響に関しては、令和2年度以降の沖縄子ども調査において、新型コロナウイルス感染症拡大（令和2年2月頃）前と比べて、世帯収入がどの程度減少したか（若しくはしていないか）が調査されている。そこで、それらの調査結果を基に、新型コロナウイルス感染症拡大前から世帯収入が1割以上減少したと回答した世帯の割合を整理すると、図表4のとおりとなる。

図表4 新型コロナウイルス感染症拡大前から世帯収入が1割以上減少した世帯の割合 (%)

調査対象	調査年度	全体	一般層	低所得層Ⅱ	低所得層Ⅰ
未就学児（1歳児保護者）	令和2年度	35.5	24.0	41.5	57.5
未就学児（5歳児保護者）	令和2年度	38.9	24.0	42.6	61.4
小学生（小5保護者）	令和3年度	42.8	26.6	48.2	63.2
中学生（中2保護者）	令和3年度	43.3	25.4	50.6	65.3
高校生（高2保護者）	令和4年度	39.1	26.6	43.5	57.8
0～17歳保護者	令和3年度	42.8	28.3	49.7	67.2

（出所）沖縄における困窮世帯の割合については沖縄県「沖縄子ども調査」（令和2年度～令和4年度）〈<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/kekkagaiyo.html>〉を基に作成

調査年度によって、対象となる年齢・学年等は異なっているものの、いずれの調査対象においても、世帯収入が1割以上減少したと回答した世帯は、全体としては4割前後となっている。しかし、等価可処分所得の区分ごとの回答を見ていくと、一般層ではおおむね25%前後であるのに対して、困窮世帯である低所得層Ⅰではその倍以上となる60%前後から70%近くとなっており、低所得層ほど、世帯収入への影響が大きいことが示されている。

こうした傾向は、全国でも同様に見られるとの分析¹⁹もなされている。しかし、沖縄では、

¹⁸ 沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書」（令3.11）（前掲注16）

¹⁹ 例えば、久我尚子「世帯年収別に見たコロナ禍の家計収支の変化—中低所得層の現役世帯で夫の収入の減少幅大、給付金が家計を下支え」（ニッセイ基礎研究所、令和3年5月27日）〈<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=67856?pno=1&site=nli>〉

(1) で見たとおり、子供がいる世帯における困窮世帯の割合が高いことや、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響が大きいとされている観光業を始めとする第3次産業従事者の割合が高いこと²⁰などから、全国と比べて、より低所得層への影響が大きく、小・中学生や高校生のいる困窮世帯の割合の増加につながった要因として考えられる。

3. 沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況

沖縄に対する独自の支援策として、内閣府が平成28年度から実施している沖縄子供の貧困緊急対策事業（以下「対策事業」という。）は、主として県や市町村（一部、民間団体）を実施主体とする「子供の貧困対策支援員（以下「支援員」という。）の配置」や「子供の居場所（以下「居場所」という。）の運営支援」等への補助事業となっている。

対策事業は、当初、支援員の配置や居場所の運営支援という二つの柱を中心に、それらの事業の成果を沖縄県が分析・評価・普及し、翌年度の事業に反映するという形で構成された。その後、3年間の事業実施を通じて把握された新たな課題への取組として、令和元年度からは、「拠点型子供の居場所の整備」、「若年妊産婦の居場所の展開」、「小規模離島町村での取組の実施」、「全居場所による連絡会の設置」等が実施されている。

また、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症を踏まえた支援体制の向上を図るため「食支援連携体制の構築（居場所と企業等における食料品調達の調整及び配送等）」や「居場所の衛生環境改善（感染症予防のため、トイレや調理施設等を改修し、居場所の衛生環境を改善するとともに、過密状態の解消を図る取組）」が実施されたほか、令和4年度からは、更なる支援体制の向上を図るため「子供の居場所に係る保健事業」や「女性の避妊に係る相談支援事業」が実施されている。さらに、令和5年度では、新規事業として「スクリーニング普及促進事業」や「広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業」が盛り込まれている（図表5）。

こうした支援メニューや居場所の支援対象の拡充等に伴い、予算面でも、対策事業が始められた平成28年度の10億円から増額が続き、令和5年度には16.8億円まで増えている（図表6-1）。その内訳について、交付決定額の推移を見ると（図表6-2）、その大半を占め続けているのは、対策事業の柱でもある支援員の配置と居場所の運営支援に対するものとなっている。さらに、その中では、支援員の配置に係る交付決定額が3億円台で推移する一方、拠点型子供の居場所の整備や若年妊産婦の居場所の展開等を含めた居場所の運営支援に係る交付決定額は増額が続いており、平成28年度の5.6億円から令和5年度には11.6億円（広域的な若年妊産婦の居場所運営支援を含む）となり、交付決定額全体の約7割を占める状況となっている。

²⁰ なお、産業別就業者のうち第3次産業が占める割合（令和2年平均）は、全国では71.9%となっているのに対して、沖縄では80.3%となっている。（沖縄県「労働力調査年報 令和2年」（令3.10）〈<https://www.pref.okinawa.lg.jp/toukeika/lfs/2020/2020nenpou/all2020n.pdf>〉）

図表5 令和5年度における対策事業（概要）

沖縄子供の貧困緊急対策事業		令和5年度予算額：16.8億円（1.2億円増）
<p>○ 沖縄県は一人当たりの県民所得が全国最低水準にあり、また生活保護の受給率やひとり親家庭の割合が多いなど沖縄の子供の貧困の実態は深刻な状況にあることから、根本的対策である沖縄の産業振興と両輪で、平成28年度から「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を実施。</p>		
【3つの沖縄独自の取組】		
① 小中学校におけるスクリーニングの支援（支援対象児童の網羅的把握・早期対応）【新規】		
<p>○ 市町村が、小中学校において、全子供を対象に、出欠の状況、学習状況、生活状況、家庭の経済状況などを把握し、支援の必要が高いと思われる子供をAIにより抽出し、校内の子チーム会議で対応を検討する。</p> <p>※ 令和2年度より、大阪府立大学山野教授に委託して試行的に実施しており、令和3年度は、糸満市及びうるま市で実施。令和5年度からは、新たに県内市町村のスクリーニング導入に係る経費（導入調整を行う職員の人件費や研修に係る経費など）を支援。</p>		
② 子供の貧困対策支援員の配置に対する支援（把握した支援対象児童の家庭に対する積極的なアウトリーチ支援）		
<p>○ 子供の貧困対策支援員が小学校等との情報連携により把握した貧困家庭等に対して、アウトリーチにて支援を行う。具体的には、社会的に孤立している個々の家庭を訪問してその悩みを聞きながら、福祉による経済支援、子供の居場所の支援、沖縄県が行う無料塾の学習支援などにつなぐ。</p> <p>※ 子供の貧困対策支援員の数 105人（平成28年度） → 113人（令和3年度）</p> <p>※ 子供の貧困対策支援員による支援を受けた人数 3,044人（平成28年度） → 8,625人（令和3年度）</p>		
③ 子供の居場所の運営支援（支援対象児童に対する地域における継続支援の場）		
<p>○ 子供の居場所において、食事を十分にとれていない子供などに対して食事の提供等の生活支援を行ったり、学校の宿題を見るなどの学習支援等を継続して行う。子供にとっても、親以外の大人（居場所の支援員や学生ボランティア）と交流して認められることにより、自己肯定感の向上や将来に対する希望の醸成などが図られる。</p> <p>○ 令和元年度より、登校拒否の子供などに対して専門的な支援を行う「拠点型子供の居場所」や、沖縄に多い10代の妊娠した女性を支援する「若年妊産婦の居場所」の運営支援を開始。</p> <p>※ 子供の居場所等の数 122か所（平成28年度） → 156か所（令和3年度）うち従来型居場所：138か所 拠点型子供の居場所：13か所 若年妊産婦の居場所：5か所</p> <p>※ 居場所の延べ利用者数 17.0万人（平成28年度） → 27.7万人（令和3年度）</p>		
<p>○ 上記のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の貧困対策支援員及び子供の居場所の支援員の研修に対する支援、小規模離島への子供の貧困対策支援員の定期的な派遣に対する支援、子供の居場所の開設や運営を支援する自治体の取組への支援、子供の居場所への学生ボランティアの派遣に対する支援や、 子供の居場所等において子供等を対象に保健に関する教育や相談支援を行う「子供の居場所に係る保健事業」、避妊などに悩んでいる女性を対象に女性の避妊支援に係る経験がある女性相談員による相談支援を行う「女性の避妊に係る相談支援事業」などを実施。 		

（出所）内閣府ウェブサイト<https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2023/2023_whole_2_12.pdf>

図表6-1 対策事業予算の推移（平成28年度～令和5年度）

（億円）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10	11.0	12.0	13.1	14.4	14.6	15.6	16.8

（出所）内閣府「沖縄振興予算概算決定額等」（平成28年度～令和5年度）を基に作成

図表6-2 対策事業における交付決定額の推移（平成28年度～令和5年度）

（百万円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援員の配置	355	360	353	309	331	※	325	330
子供の居場所の運営支援	556	646	763	607	618	※	589	628
拠点型子供の居場所の整備	—	—	—	224	287	※	346	413
若年妊産婦の居場所の展開	—	—	16	34	63	※	69	105
居場所による連絡会の設置	—	—	—	22	27	※	33	43
子供の居場所に係る保健事業	—	—	—	—	—	—	16	24
女性の避妊に係る相談支援事業	—	—	—	—	—	—	15	17
広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業	—	—	—	—	—	—	—	11
その他事業	49	63	69	94	104	※	121	108
交付決定総額	961	1,069	1,185	1,290	1,430	1,444	1,514	1,678

※令和3年度については、県・市町村からの申請額が予算額を上回ったことから複数回にわたって交付決定が行われており、事業ごとの交付決定額は公表されていない。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の交付決定に係る各年度資料等）を基に作成

そこで、以下では、対策事業の柱となっている支援員の配置と居場所の運営支援の実施状況を整理していく。

(1) 支援員の配置

支援員の配置は、子供の貧困に関する地域の現状を把握し、学校やNPO法人等の関係機関との情報共有や、子供の就学援助や居場所などの支援につなげるための調整等を行うことを目的に、市町村を事業者として実施されている。

図表 7-1 支援員の配置状況（平成28年度～令和4年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村役場（福祉部門）	53 (50%)	63 (55%)	62 (53%)	73 (62%)	69 (58%)	64 (57%)	61 (52%)
教育委員会・学校	37 (35%)	37 (32%)	41 (35%)	41 (35%)	44 (37%)	45 (40%)	50 (43%)
その他（居場所・社会福祉協議会等）	15 (14%)	14 (12%)	14 (12%)	4 (3%)	5 (4%)	4 (4%)	6 (5%)
支援員数の合計	105	114	117	118	118	113	117
（うち、資格を有する支援員数）	81	93	97	100	94	95	107
（うち、実務経験のある支援員数）	90	97	104	113	109	106	112

(人)

※「資格を有する支援員」は、教育関係（教員免許）、医療関係（医師、看護師等）、保健衛生関係（保健師、臨床心理士等）、社会福祉主事・社会福祉士、児童福祉関係（保育士、児童厚生員等）等の資格を有する支援員

※「実務経験のある支援員」は、教育関係、児童福祉関係、老人福祉・介護・障害者福祉関係、医療関係、保健衛生関係、行政経験等の実務経験のある支援員。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の交付決定に係る各年度資料）を基に作成

支援員の配置状況（図表 7-1）について、支援員の配置数等は平成28年度の105人（28市町村）から、令和2年度には118人（29市町村）まで増加していたが、令和3年度には113人（29市町村）に減少した。この点について、内閣府は、①支援員について周知が進んだことにより、関係機関からの相談があるなど連携関係が進み、効率的に支援できるようになったため、支援員の数を見直したこと（浦添市：10人→6人）、②支援実績の件数に見合う適正な人数としたこと（名護市：6人→5人）を理由として挙げている²¹。その後、令和4年度には、新たに2村に3人の支援員（伊江村：2人、伊是名村：1人）が配置されたこと等から、配置数等は117人（31市町村）に増加している²²。

また、県内41市町村のうち、支援員が配置されている31市町村における市町村ごとの支援員数（令和5年3月1日時点）では、那覇市（26人）が最も多く、次いで沖縄市（14人）、うるま市（11人）となっており、都市部を中心とした配置傾向が続いているものの、支援員数の見直し等により、配置数が減少している市も見られる（浦添市：10人（令和2年度）→5人（令和4年度）、名護市：6人（令和2年度）→4人（令和4年度）、糸満市：7人（令和元年度）→5人（令和2年度））。

一方、離島については、支援員となる人材の確保が困難である等の理由から、令和2年

²¹ 内閣府「令和3年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況について」（令4.7）<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2022/0713-kohin_3.pdf>

²² 内閣府「令和4年度の沖縄こどもの貧困緊急対策事業の実施状況について」（令5.7）<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2023/0712-kohin_2.pdf>

度時点では12町村において支援員が配置されていない状況であったが、前述のとおり、令和4年度に新たに2村に支援員が配置されたこと、また令和5年度には新たに竹富町に支援員の配置（2人）が予定されており²³、徐々にではあるが、支援員の配置が進んでいる状況にある。

また、具体的な配置先は、市町村役場（福祉部門）が最も多く、次いで教育委員会・学校、その他（居場所や社会福祉協議会等）となっている。その推移を見ると、市町村役場への配置は常に過半数を占めているものの、令和2年度以降は減少が続いている。また、その他への配置も平成30年度から令和元年度にかけて大幅に減少し、その後横ばいとなっている一方、とりわけ令和2年度以降、教育委員会・学校への配置が増加してきている。

なお、ほとんどの支援員は関連する資格や実務経験を有する者となっているが、その採用形態は、基本的に会計年度任用職員となっている²⁴。

図表7-2 支援を受けた人数とその内訳（平成28年度～令和4年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援を受けた人数（合計）	3,044	4,887	5,783	6,371	7,556	8,625	8,739
一子供	2,545 (84%)	4,179 (86%)	4,778 (83%)	4,989 (78%)	5,313 (70%)	6,235 (72%)	6,344 (73%)
一若年妊産婦	—	—	—	32 (1%)	55 (1%)	67 (1%)	60 (1%)
一保護者	499 (16%)	711 (15%)	1,005 (17%)	1,350 (21%)	2,188 (29%)	2,323 (27%)	2,335 (27%)

※四捨五入等の関係により、合計が一致しない場合がある。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

図表7-3 支援を受けた世帯と生活保護等の受給状況（平成28年度～令和4年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数（合計）	1,891	2,709	3,415	3,641	3,459	3,888	4,203
一生活保護・就学援助の両方受給	289 (15%)	446 (16%)	478 (14%)	547 (15%)	503 (15%)	653 (17%)	448 (11%)
一生活保護のみ受給	110 (6%)	98 (4%)	67 (2%)	107 (3%)	153 (4%)	101 (3%)	242 (6%)
一就学援助のみ受給	650 (34%)	1,242 (46%)	1,822 (53%)	1,636 (45%)	1,400 (40%)	1,562 (40%)	1,606 (38%)
一受給なし	565 (30%)	794 (29%)	758 (22%)	858 (24%)	858 (25%)	1,052 (27%)	1,073 (26%)
一不明	277 (15%)	129 (5%)	290 (8%)	493 (14%)	545 (16%)	520 (13%)	834 (20%)

※四捨五入等の関係により、合計が一致しない場合がある。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

支援員の配置による成果に関して、支援員による支援を受けた人数（図表7-2）を見ると、支援員の配置数が減少した令和3年度も含めて毎年増加しており、平成28年度の3,044人から令和4年度には8,739人となっている。支援員の配置数が大きく変化しない中

²³ 内閣府「令和5年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業 第1回交付決定について」（令5.7）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2023/0712-kohin_1.pdf〉

²⁴ 例えば、那覇市やうるま市の令和5年度における支援員の募集条件では、いずれも関連する一定の資格を有することが応募資格・要件とされている。一方で、給与水準については、那覇市では月額151,354円～（前歴により加算あり）、うるま市では月額153,607円～170,633円となっている（那覇市「令和5年度会計年度任用職員の募集について（子どもの貧困対策支援業務職員）」〈<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/saiyou/kaikeininyou/koubo.html>〉、うるま市「うるま市会計年度任用職員 募集案内」（子ども支援員）〈<https://www.city.uruma.lg.jp/userfiles/U102/files/kodomo.pdf>〉）。

でも、支援を受けた人数が増加していることから、支援員について一定程度、周知や活用が進んでいることがうかがわれる。

また、支援を受けた人の内訳を見ると、令和2年度以降、保護者の割合が4分の1以上となっており、子供だけでなく、保護者に対する支援も必要とされている状況が見て取れる。

また、支援の対象を世帯単位で整理した場合（図表7-3）、支援を受けた世帯のうち、生活保護と就学援助の両方又はいずれかを受給しているものが、常に6割程度存在している。

図表7-4 支援員が子供や保護者をつないだ場所の内訳（平成28年度～令和4年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居場所	1,103 (36.2%)	1,821 (37.3%)	2,314 (40.0%)	1,653 (25.9%)	1,908 (25.3%)	2,062 (23.9%)	2,520 (28.8%)
市町村役場	434 (14.3%)	531 (10.9%)	604 (10.4%)	833 (13.1%)	1,134 (15.0%)	1,978 (22.9%)	1,374 (15.7%)
学校等	328 (10.8%)	375 (7.7%)	778 (13.5%)	1,119 (17.6%)	1,526 (20.2%)	1,773 (20.6%)	1,710 (19.6%)
ハローワーク	18 (0.6%)	38 (0.8%)	25 (0.4%)	30 (0.5%)	41 (0.5%)	72 (0.8%)	64 (0.7%)
児童相談所	59 (1.9%)	56 (1.1%)	77 (1.3%)	126 (2.0%)	72 (1.0%)	103 (1.2%)	150 (1.7%)
社会福祉協議会等	—	—	170 (2.9%)	234 (3.7%)	400 (5.3%)	302 (3.5%)	326 (3.7%)
民生委員	—	—	—	—	78 (1.0%)	148 (1.7%)	141 (1.6%)
医療機関	—	—	66 (1.1%)	101 (1.6%)	122 (1.6%)	143 (1.7%)	223 (2.6%)
弁護士	4 (0.1%)	10 (0.2%)	10 (0.2%)	18 (0.3%)	8 (0.1%)	8 (0.1%)	10 (0.1%)
その他	191 (6.3%)	500 (10.2%)	440 (7.6%)	437 (6.9%)	1,259 (16.7%)	2,438 (28.3%)	2,702 (30.9%)
合計（延べ数）	2,137	3,331	4,484	4,551	6,548	9,027	9,220

※複数回答のため、複数の場所につないだ場合でも、それぞれで計上されている。

※割合は、支援をされた人数（図表7-2参照）に対する割合となっている。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

次に、支援員が支援した子供や保護者をつないだ場所の内訳（図表7-4）を見ると、居場所につながる人の割合は、当初4割程度であったが、令和元年度以降は3割を下回っている。また、市町村役場や学校等につながる人の割合は、平成29年度から令和3年度にかけて増加傾向を示し、令和3年度にはそれぞれ2割以上となっていたが、直近の令和4年度ではいずれも2割を下回っている。

一方、特に令和2年度以降の傾向として、その他の場所（フードバンク、放課後デイサービス、パーソナルサポートセンター、無料塾等）につながる人の割合が、令和元年度から令和4年度にかけて6.9%から30.9%にまで急増している。その要因について、内閣府が公表している集計方法及び結果からは必ずしも明らかではないものの、コロナ禍において支援ニーズの変化が生じた可能性や、事業の定着を通じて新たな支援ニーズが発掘されてきた可能性などが考えられる。

（2）居場所の運営支援

居場所の運営支援は、地域の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援等を受けながら、日中や夜間に子供が安心して過ごすことのできる居場所の運営を支援する事業となっている。

居場所の運営支援については、①従来型の居場所に対する支援のほか、令和元年度以降、対策事業の重点的な取組として、②一般的な居場所では対応が困難な子供（不登校、ひきこもり、発達障害、非行の子供等）及びその保護者に対して、ソーシャルワーク等の手厚い支援を行う拠点型の居場所、③若年妊産婦に対し、従来型の居場所支援に加えて、妊娠・出産・育児に関する相談・指導、家計管理に関する助言、就労のための支援等安定した生活を営むための自立に向けた支援を行う若年妊産婦の居場所に対する支援がそれぞれ実施されている。

なお、居場所に係る事業では、主として市町村が事業者となっているが、従来型の居場所及び拠点型の居場所のうち、市町村の範囲を超える広域的な居場所を提供するものについては、県が事業者となっている。また、妊産婦の居場所についても、令和5年度から、新たな取組として、県が設置する広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援が行われることとなっている²⁵。

図表 8 - 1 居場所の箇所数の推移と内訳（平成28年度～令和4年度）

【居場所の数】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居場所（合計数）	122	131	144	156	155	156	173
ー従来型の居場所数	—	—	—	142	138	138	151
ー拠点型の居場所数	—	—	—	12	13	13	17
ー若年妊産婦の居場所数	—	—	—	3	5	5	5

※平成30年度の合計数には、令和元年度に「拠点型の居場所」「若年妊産婦の居場所」に移行する居場所を含む。

※令和元年度・2年度の居場所の総数については、「拠点型の居場所」及び「若年妊産婦の居場所」を同一の場所で実施している場合は

1箇所として計上しているため、「従来型の居場所」「拠点型の居場所」「若年妊産婦の居場所」の箇所数の合計値と一致していない。

※令和2年度以降については、通常実施している支援に代わり、新型コロナウイルス感染症対策として、配食やオンラインによる支援を実施した場合にも計上されている。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

事業の実施状況に関して、居場所の箇所数（図表 8 - 1）は、平成28年度の122か所（県及び26市町村）から令和4年度には173か所（県及び28市町村）にまで増加している²⁶。その内訳は、従来型の居場所が151か所、拠点型の居場所が17か所（県及び10市町）、若年妊産婦の居場所が5か所（5市町）となっている。

居場所に対する支援を実施している28市町村（令和5年3月1日時点）のうち、箇所数が最も多いのは沖縄市（36か所）で、次いで那覇市（23か所）、うるま市（13か所）、浦添市（12か所）となっており、それら4市の居場所数で半数近くを占めている。そのほか、県が支援を実施している広域的な居場所については、県立高校内における従来型の居場所や拠点型の居場所が設置（13か所）されている²⁷。

²⁵ 前掲注23

²⁶ なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度から1か所減となる155か所（県及び27市町村）となっている。

²⁷ 前掲注22、沖縄県「令和5年度当初予算説明資料」（令5.2）〈https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/somu/zaisei/documents/r5_tousyoyosan_setumeisiryou.pdf〉

また、子供の居場所において実施されている支援の内容（図表8-2）については、平成28年度から令和4年度にかけて、居場所全体の箇所数が増加する中で、食事支援、生活指導及び学習支援を実施する居場所の箇所数が増加しているほか、令和元年度以降、拠点型の居場所で行われるソーシャルワークも増加している。一方、キャリア形成支援等を実施する居場所の箇所数は、横ばいとなっている。

図表8-2 居場所における支援内容の内訳（平成28年度～令和4年度）

(支援を行っている居場所の箇所数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食事支援	98	108	122	144	138	145	160
生活指導	95	123	137	155	151	149	166
学習支援	99	115	125	125	125	134	148
オンライン支援	—	—	—	—	—	48	45
キャリア形成支援等	77	80	83	88	80	76	89
ソーシャルワーク	—	—	—	12	13	28	41
送迎	—	—	—	—	—	59	66
若年妊産婦の支援	—	—	—	3	5	5	5

※複数の支援を実施する居場所があるため、上記の合計と居場所（合計数）は一致しない。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

こうした子供の居場所の活用状況に関して、利用者数の推移（図表8-3）を見ると、平成28年度の約17万人から、翌年度には約28.9万人に急増しており、その理由として、事業の定着や認知度の向上等が考えられる。その後も居場所の箇所数の増加に伴って利用者数は増加し、令和元年度には約31万人を超えたものの、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、令和2年度は約29.6万人に、更に令和3年度は約27.7万人に減少した。この点について、内閣府は、居場所の同時利用者数の制限を行ったことなどを理由として挙げている²⁸。しかし、令和4年度には、利用者数は約34.1万人にまで増加している。こうした増加の要因としては、同感染症対策が進んできたことや事業の周知が進んできたことも考えられる一方、事業に係る支援ニーズが今なお大きい現状も示している。

図表8-3 居場所の利用者数の推移（平成28年度～令和4年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数（延べ人数）	170,229	288,784	298,760	310,079	295,797	276,804	340,557

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

4. おわりに

沖縄における子供の貧困を取り巻く状況は依然として厳しいものであり、対策事業を始め、本稿では取り上げられなかったものの、沖縄県が貧困対策計画²⁹に基づいて実施してい

²⁸ 前掲注21

²⁹ 前掲注10、43頁

る「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」に係る取組³⁰なども含めた、総合的な取組を引き続き実施していく必要がある。

また、取組をより効果的に進めていくためには、各種指標を通じて、子供の貧困の実態を把握することが重要である。とりわけ、コロナ禍での沖縄県における困窮世帯の割合の推移として、本稿で見たとおり、小・中学生及び高校生がいる世帯における困窮世帯の割合が増加しており、今後実施されるであろう調査の中で、未就学児がいる世帯における困窮世帯の割合の推移が注目される。

さらに、対策事業が継続して実施されてきた中で、支援員や居場所の取組が定着してきた一方、課題を抱えた人が掘り起こされている状況にあり、そうした人に対応するための問題解決能力の向上が新たな課題として指摘されており³¹、この点への対応も求められている。

そうした子供の貧困対策に係る取組により貧困の連鎖等を防いだ上で、沖縄における子供の貧困問題を根本的に解決するためには、産業振興を始めとする沖縄振興に係る取組により県民所得の向上等を図っていくことが不可欠である。

(ふじう しょうじ)

³⁰ 沖縄県「令和3年度 主要施策の成果に関する報告書」(令和4年9月定例県議会提出) <https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zaisei/documents/05-01_r03kodomoesikatsuhukushibu.pdf>98～99頁

³¹ 沖縄振興審議会における島村聡委員(沖縄大学人文学部福祉文化学科教授)の指摘(内閣府「第38回沖縄振興審議会議事録」(令5.5.24) <<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryousingikai/sinkousingikai/38/38-minutes.pdf>>26～27頁)